

材木生産における稼業組織と労働力編成

—— 近世木曾林業を素材に ——

脇 野 博

(平成元年十月三十一日受理)

はじめに

近世期の木曾林業は、領主用材の供給、さらに領主財政の面から見ても、近世林業全体のなかで重要な位置を占めている。それゆえ、木曾林業の特質を明らかにすることは、近世林業史の解明のうえで、欠くことのできない課題でもある。

そこで、木曾林業の主軸である材木生産について、尾張藩が生産を直接支配した近世中期以降を対象時期に選り、生産形態の一端を明らかにすることを目的にして検討を加えてみたい。ところで、筆者は以前右の時期の材木生産について、材木の採運技術の側面から検討し、採運技術を有する熟練した労働力の編成が材木生産を実現するうえで不可欠な要素であることを指摘した⁽¹⁾。そこで、本稿では採運労働力の編成の場であった稼業組織の検討を通じて、労働力編成の特徴を明らかにしたい。

なお、本文中で度々引用する史料については、あらかじめその年代・出所を、次に示しておく。

『木曾山雑話』 宝暦九年 『長野県史近世史料編』第六巻。

『木曾御材木御伐出方并大川狩定法略』 文政一三年以前 林制史資・名。

『御材木御仕出方定法』 天保一四年 付知 田口家文書。

『木曾山記』 弘化二年 林制史資・名。

『山元定法』 嘉永六年以前 林制史資・名。

『木曾式伐木運材図繪』 安政三〜四年 長野営林局所蔵。

『木曾山伐木手順書』 明治六年 林制史資・名。

* 林制史資・名は、日本林制史調査資料・名古屋藩の略である。

一 材木生産における稼業組織

(一) 支配組織

材木生産の稼業組織の概要は、従来の研究によれば次のようである⁽²⁾。

木曾御材木奉行―目代手代―手代―同心―山手代

└─ 杣代人―杣頭―杣

└─ 日用代人―日用頭―日用

この稼業組織は、材木役人と労働者の二系統からなりたつていて、とりあえず捉えておこう。次の史料は、この二つの系統の結びつき方の一端を示している。

一、杣木ツリ日用丁場とも無油断見廻り面体見寛、夫々働方厚薄深切二見届置、賃銀面付等入念取調可申候、尤一ヶ月二両三度ツ、無怠差致いたし、其間二も臨時二丁場二而札持揚人別改取計、山手代不参廻り之儀各別心懸ケ小屋々々江立寄、不□書不参人数等篤ト取計可申、杣日用頭共不束之次第等無之様精々申渡、目代主役同心とも折節不参廻り可取計候

(『山元定法』)

右の史料からは、目代・同心・手代等の材木役人が杣・日用の勤務状態を日常的に管理・監督していたことがわかる。さらに、次の史料はこうした材木役人の管理・監督者としての立場をよく示している。

吟味役江

一、杣木場日用丁場見廻り方之儀、場所々々手分いたし相廻り、元伐を初木作方善悪出し方之手順、杣日用働方之厚薄等致見分付候儀者、夫々及差図其仕儀より一統申相、御損益相考御為宜方致裁許、惣而代人初杣日用一同尊教いたし候様威儀正敷嚴重ニ相守可申之処、近頃ハ見廻り方、略ニ相成、両三人も寄集雑談長咄し等いたし又ハ覽本等持参いたし読之、檢皮等を以細工初なといたし候類も有之哉ニ相聞候、是等之儀ハ勤方心懸薄キ故之儀ニ有之不束之事候、向後之儀ハ急度相慎着御用有之寄合候共、御用相弁候上ハ所ニ引分場所々々無油断見廻り可申事

材木役人は、杣・日用の勤務状態に加え、「元伐を初木作方善悪出し方之手順即ち採運作業についても監督した。そして、材木役人は「惣而代人初杣日用一同尊教いたし候様」振舞うよう指示されているように、代人・杣・日用の上に立つ存在であった。また、『木曾御材木御伐出方并大川特定法略』の「一、御伐出御山内ニ檜類之立木ニ藤蕨からミ居候ハ、代人并杣日用共江申付置見当り次第藤蕨伐扱セ可申候事」という記載は、材木役人が命令を下して、代人・杣・日用を働かせていたことを示している。このように、材木役人は、採運作業及び労務の管理・監督を通じて、代人・杣・日用という実働部分を支配する立場にあった。

さて、こうした材木役人はどのような性格を有していたのであろうか。給与形態から、みておきたい。安政五年（一八五八）『尾州御材木方役人附留』によれば、御材木奉行以下の材木役人は、次のような祿米を与えられていた尾張藩の士分であった。

御材木奉行：高二五〇俵、目代手代：高九石
手代：高九石、同心：高七石

また、生産現場で直接管理・監督に携わる目代手代以下は、材木生産の稼業中、次のように飯米代は藩に上納したが、俸祿とは別に手当銀を与えられた。

一、御役人口物老人白米六合ツ、但代銀にて致上納塩噌野菜酒ハ御入用ニて被下候事、右ハ目代手代平手代とも御宛行之外地並雑用四匁被下、山詰之節ハ一日ニ老奴九分八厘ツ、被下増御扶持式人分、同心ハ地並雑用式両山詰之節ハ一日ニ老奴五分被下、山手代ハ山詰之節五分ツ、雑用

被下候事ニ付、飯米代ハ上納いたし候筈（『木曾山記』）

以上のように、材木役人は、材木生産において採運作業・労務全般を支配する立場に立つ藩の役人であり、稼業組織のなかで生産を支配するための組織（支配組織と呼んでおく）を構成していた。

(二) 労務者組織

ここでは、稼業組織中の代人・杣・日用という労務者系統の組織について検討する。なお、材木採運において杣は伐採（伐木・造材）を、日用は運材を担当した。次の史料は、嘉永六年（一八五三）に材木役人の浅野半太郎・藤井金三郎が付知村役人へ出した貸渡金についての書類である。

（廻裏書）「付知庄屋中 浅野半太郎、藤井金三郎」

当年御材木御伐出ニ付、其村杣代人桂助并杣式組日用式組申付候間、追振之通請書相認、早速御金取可申罷出候様申入候

二月二日

当年杣代人金式分、杣式組江金式両式分ツ、日用老組江金五両ツ、貸渡可申候等御申添候

これによれば、杣代人と杣・日用組は区別して扱われている。そこで、次に杣・日用組について、その組織のされ方をみておこう。次の史料は、小杣（特に造材を専門に行う杣のこと）組をつくる際に村役人へ出された請書から必要な部分を抄出したものである。

差上申御請書之事

① 一年、当年御材木御伐出ニ付杣組被仰付、右ニ付私共江右頭役御申付被下難有仕合奉存候、付而ハ全村方農業之坊ニ不相成候、小杣式拾人以上相雇置、御差図之節片時無遅滞不残召連御差図之御山江入山可仕旨奉畏候、若村方において農業江付差支等有之候者相雇置候ハ、何時ニても私共引請人代相立下山為仕可申旨奉畏候

② 一、下り金或ハ小杣入山方初、却而不時ニ村方江費等相懸り候ハ、村下用之儀ハ私共より差出可申旨奉畏候

③ 一、人雇入方之儀ハ、村方杣日用頭申合之上、誰ハ誰組江相雇可申旨頭中寄合咄し合之上ニ而相雇、相互ニむ心雇仕間敷、一旦外組ニ而御

前金拝借仕り置、御伐出場所遠方ニ相成候ニ付種々申立、拝借金ハ相返し其上銘々模寄之御伐出場所之組々江相勤度手段を尽し、遠方ニ相成り候組々ハ御差支ニ相成り候儀追々有之候付、たとへ懸り合無之旨申出候共決而相雇申間敷旨奉畏候、仍之御前金御渡し被下候節直様組々より心当之人別書差上置可申旨奉畏候

④一、御勘定之節、頭共手前ニ不足相立返納金等出来仕候ハ、請判ニ而弁納仕り少しも御苦勞相懸ケ申間敷旨奉畏候

⑤一、小袖之内内輪おいて無扱要用出来候節、是迄ハ村役所迄右親元より親病氣等申立下山相願来り候得共、以来右体之者出来候節ハ頭共おいて御上様江も兼而申上置、右代り人之用立二三四人増人雇置、下山相願候者之代り人直様相立下山為仕可申旨奉畏候

⑥一、小袖御減被成候ニ付、是迄村役人衆様へ御迷惑ニ相成り居候、夫々取替有之候金子并難波ニ相成り居候下り金ニ至迄、已来小袖頭中ニ而請取り元り引請追々ニ弁金不仕候半而ハ、御上様江御請書御差上被遊候儀御不納得之旨ニ付、前形御迷惑筋之金ハ元り共頭中ニ而引請、御前金拝借之内ニ而先々弁金仕り、其上ニ而小袖日用頭可相勤旨仰尤ニ付、小袖江懸り候下り金ハ頭ニ而弁金仕候儀ハ不筋ニ有之候得共、無余儀訳合ニ付弁金可仕答ニ而御願申上候、右之為体ニ付以来村役人衆様江相願加り入ハ決而不相成旨奉畏候、且又右村方ニ而小袖江付御迷惑金弁金仕り為相勤貫ひ、頭之内勤柄不宣、村役人衆様より頭役差扣可申旨御談被成候節ハ、たとへ勤中ニ而も聊無故障頭退役可仕候間、村方ニ而誰江成共御見立之上御申付可被成旨奉畏候、退役仕り候共聊ニ而も迷惑之筋ハ加判ニ而引請、退役ニ付金錢損失御嘆願等決而申上間敷旨をも篤と奉畏候

弘化五年申二月

- 小袖頭 重左衛門◎
- 親類惣代 次郎左衛門◎
- 五人組合惣代 周兵衛◎
- 五人頭 勘五郎◎
- 小袖頭 今三郎◎ 太助◎
- 親類惣代 今平◎
- 五人組合惣代 勇吉◎
- 五人頭 権左衛門◎

庄屋 田口忠左衛門様
御組頭衆中様

右の史料の①からは、小袖組の頭（小袖頭）が任命されて、その上で小袖頭が雇入れて組をつくることわがかる。この小袖頭は、史料の⑥に「村役人衆様より頭役差扣可申旨御談被成候節ハ」とあることから、村役人によつて任命されたようであり、小袖組をつくるにあつては村が関与していたことも窺える。小袖頭は、小袖の雇入れについては、他の小袖頭と相互に調整して、二重雇用がないようにし（史料の③）、さらに組内の小袖がやめた場合は即座に代わりの小袖を補充する（史料の④）など、組を構成する小袖の雇入れに一切の責任を負つていた。また、村方へかけた負担や清算の際の不足の弁済等、小袖に関わる勘定一切の責任をも負つていた（史料の②、④）。

以上のことから、小袖頭は組子となる小袖を自ら雇入れて小袖組を組織すると共に、組の責任を負う組の長でもあつた。日用組については、史料の掲載を略すが、小袖組と同様であつた。このように、小袖組・日用組は、小袖頭・日用頭を長とする労働者小集団であり、一つの稼業組織には十数組存在した。

次に、小袖・日用の給与形態について検討する。文政期頃作成されたと思われる「山元懸り之者渡物并代人小袖日用賃銀仕払方等極之事」という取極書によれば、小袖・日用の賃金は次のようであつた。

（小袖賃金）

一、人工老人ニ付、賃銀式匁より老匁位迄、酒手之儀働方ニ寄六分銀差遣候事

（日用賃金）

一、人工老人ニ付賃銀上老匁、夫々段々七分位迄、酒手六分限り

即ち、小袖は一日銀二匁一匁、日用は一日銀一匁七分という額で、労働者の技量に応じてランク付けされた賃金が、出来高制ではなく日給制で払われていた。そして、賃金に加えて、「一、小袖日雇ハ一日老人ニ白米八合ツ、被下、外ニ四月より八月迄昼食米老合ツ、被下、塩七才味噌廿六匁ツ、被下、雨降休ハ七合七タツ、被下」（『木曾山記』）とあるように、米・塩・味噌が支給された。このように、小袖・日用の給与は日給制の賃金と必要物資の支

給という形態をとっていた。

また、賃金は「御金渡方之儀、根本口印相済木作取懸り候上二而三ヶ一御金可相渡候、跡者出来木市書之様子又ハ出シ方之様子二隨ひ五月七月九月皆済と都合五ヶ度ニ可相渡候」あるいは「川狩賃渡方之儀、上川より狩出候方ハ請負金高三ヶ一狩出之節相渡、其残り分三留野中津川錦織ニ而相渡、都合四ヶ度ニ相渡候事」（『木曾御材木御伐出方大川狩定法略』）とあるように、数回にわけて支払われた。この支払いの勘定については、既に述べたように、「杣木ツリ日用丁場とも無油断見廻り面体見覚、夫々働方厚薄深切二見届置、賃銀面付等入念取調可申候」（『山元定法』）という材木役人の勤務評定に基づいて行われており、賃金は材木役人の管理下に置かれていたといえる。以上のことから、給与形態の面では、杣・日用は材木役人Ⅱ支配組織から給与を直接支給されており、杣組・日用組が請け負いの単位にはなっていないことがわかる。

他方、代人の給与をみると、「代人老人、賃銀五匁、酒手老奴限り、右は下七日迄差遣」「右扶持米之儀、定而雨降休とも老人米七合七勺塩七才味噌式拾六匁¹⁰」とあるように、賃金は日給制であり、米・塩・味噌の支給をうけており、給与形態は杣・日用と同じであった。但し、賃金の額面を比較すると、代人の賃金は杣・日用賃金の倍以上であることから、代人は杣・日用とは区別された特殊な立場にいたことが窺える。

最後に、これまでの検討から材木生産の稼業組織について整理しておこう。稼業組織は、材木役人からなる支配組織と、代人（杣代人・日用代人）及び労務者小集団（杣組・日用組）からなる労務者組織という二系統の組織から構成されていた。この二系統の組織は、支配組織Ⅱ管理・監督と労務者組織Ⅱ実働という性格を持ち、この二つが結合して生産実現のための稼業組織を形成していた。それでは、この二つの組織はどの様にして結びついていたのであろうか。そのためには、労働力の存在形態を明らかにする必要がある。そこで、稼業組織において、労働力がどのようにして労働手段と結びつき、労働力がどのようにして結合していたのかを、次に検討したい。

二 材木生産における労働手段と労働組織

(一) 労働手段の所有関係

材木採運における主要な労働手段を、まず明らかにしておこう。

造材では、斧が用いられたことは拙稿で述べたが、伐木においても「元木

ハ勿論懸り木木場弘三迄、元伐之儀ハ斧ニ而伐可申候、末木つたみ候儀ハ鋸も御免之筈候事」（『御材木御仕出方定法』）とあるように、斧を用いることが原則であった。即ち、伐木・造材における主要な労働手段は、斧であった。

山落・小谷狩においては、棧手・修羅・堰等の運材装置の架設技術が要の技術であり、これらの運材装置を主要な労働手段としてまずあげることができる。なお、これらの運材装置は材木を主体に組み立てられたが、棧手の場合は「芝或ハ砂を置」（『木曾山雑話』）とあり、或いは堰の場合は「継手ニハ苔・芝・落葉ナドラ詰込、水一滴モ不漏ヤウニシテ」（『木曾式伐木運材図絵』）とあるように、芝や砂等も必要であった。また、こうした運材装置を用いた運材中においても「未口物・大平物等山出し・川狩候節、藤綱を付取廻し候」（『木曾山雑話』）のために、藤綱を必要とする時もあった。一方、『木曾式伐木運材図絵』の運材作業の絵には、いずれも齋口を持った日用の姿が描かれている。この齋口は、堰の出口である「銚子口より大材ハ壱式本小材ハ四五本ツ、日雇共銚子口の左右に立弁齋口を以かけ流す也」（『木曾山記』）とあるように、材木を誘導するための道具であり、山落・大川狩で用いられた。なお、齋口は鉤と棒で作られた道具であるが、「小谷之分ミズメと申木を柄に仕候、大川にてハ長齋には竹の柄を用ひ申候」（『木曾山雑話』）とあることから、運材作業の内容に応じて柄（棒）の材種が異なっていたことがわかる。このことは、齋口という道具においては、棧の果たす役割が大きいものであったことを窺わせる。以上のことから、山落・小谷狩・大川狩の運材における主要な労働手段は、運材装置と齋口であった。

それでは、これらの労働手段は、どのような所有関係にあったのであろうか、『木曾山伐木手順書』には、「諸品等買上物之品大法左之通」として、米・味噌・塩・鍋・紙・墨等の生活・事務必需品の他に、次の物があげられている。

- 一、芋綱・藤・堰柴・薪・松明等
- 一、蔦棒・竹棹等
- 一、斧・鋸・木鎌・釘等

材木生産を行う役所が購入する物の中に、伐木・造材で用いられる斧や運材装置の材料、日用の道具である鳶口の棹が含まれていることに注目できる。これを手掛かりに、以下検討をすすめる。

右の史料に見える斧が、伐木・造材を行う用いるものであるかということは、今のところ不明であり、現時点では斧が杣の所有であったのか、或いは材木役所が所有し杣に貸し与えたのか、そのどちらであったのかは判断できない。

運材装置は、『木曾山雑話』によると、修羅は「角・丸太等出し方の材木を取用ひ」、棧手は「御材木二不相成カナ木二而取立」、堰は「狩下候材木二而セギ候」とあることから、修羅と堰は出材している材木を用い、棧手は出材中の材木とは別の「カナ木」と呼ばれる落葉樹を用いた。運材中の材木の所有主は、材木生産の主体である支配組織であり、さらに落葉樹の立木である「カナ木」も領主の所有のもとにあつたことから、修羅と同じく支配組織の所有であつた。また、芝・藤等の補助材料は前述の『木曾山伐木手順書』の「一、芋綱・藤・堰柴・薪・松明等」という記載に加えて、「井堰の埋草ハ婦人子供模寄り林中にて柴草を刈り集め来り売、平手代之内老人改買上用ゆ」（『木曾山記』）とあるように、材木役人が購入していることは明らかであり、したがってこれも支配組織の所有であつた。

他方、日用の用いる道具である鳶口も、先の『木曾山伐木手順書』の「一、鳶棹・竹棹等」という記載から、棹については支配組織が購入する、つまり所有していたことがわかる。鳶口は、棹なしには道具たりえないことを考えると、鉤を日用が所有していたとしても、実質的には鳶口は材木生産者の所有であつたと考えてよいであろう。これらのことから、運材においては、主要な生産手段を所有しているのは、材木生産者である支配組織であつた。

以上のことから、材木生産における労働力と労働手段の結びつきについて、労働手段の所有関係が明らかな運材に限って述べておこう。労働手段は稼業組織の中の支配組織が所有していたから、労働力即ち日用自身は労働手段から切り離された存在であつた。労働手段から切り離された日用が運材を行っていたのは、日用の給与形態が支配組織から支給される形態をとっていたこと、即ち日用は稼業組織に直接組み込まれていたことから考えると、支配組織が組織した稼業組織に日用が組み込まれることによって、日用は労働手段と結びついていたからであつたと考えられる。

さて、既に検討したように、日用は日用組という労働者小集団を単位として、実際には稼業組織に組み込まれていたが、右に述べた日用と労働手段の結びつき方からすれば、この労働者小集団内の労働者どうしの結合は、労働手段の所有関係に基づくものではなかったことになる。そこで次に、この労働者小集団の結合のしかたを検討することを通じて、稼業組織における労働力の結合関係について考えてみたい。

(二) 労働組織

杣組・日用組は、杣頭・日用頭が組子となる杣・日用を雇入れて組織する労働者小集団であつたことは既に指摘した。ここでは、もう少しこれらの組の性格について検討してみよう。杣頭・日用頭は、杣組・日用組の組織化以外の役割を果たしていたのだろうか。

杣頭は、「其山本へ御材木方下役・杣頭等指遣」（『木曾山雑話』）或いは「杣人頭ニ材木山出ノ巧者ナルモノ付添」（『木曾式伐木運材図絵』）とあるように、目論見・山廻に携わっており、杣頭自身が熟練した労働者であつたことがわかる。また、造材作業においては「杣人ノ頭ヲ檀那トイヒテ、当日ノ材木ノ出来ヲ平杣人ヨリ開札シ、看板ニシルス」（『木曾式伐木運材図絵』）という作業の管理も行っている。このように、杣頭は熟練した労働者として、杣組の作業の指導・管理にもあたっていたと考えられる。このことは、杣組が本来は伐木・造材を「厘代」という請け負いで行なつていたことからくる性格であろう。一方、日用頭については史料からは、その技量的な側面を今のところ知ることはできない。

藩直営の材木生産において、杣頭・日用頭の役割を史料上で確認できることは、材木役人が労働管理に関して「杣頭日用頭共不束之次第等無之様精々申渡」（『山元定法』）にていることや、賃金計算の際に日用頭が「面付与唱小日用老人毎之酒手為調出」（『木曾山伐木手順書』）す等の、組子の労働管理の役割である。これらのことから、杣頭・日用頭は、必要な労働者を雇用し、さらに彼等の労働を直接管理する役割を持つ存在として、稼業組織の中に位置付けることができる。

但し、杣頭・日用頭が組子を雇入れるにあつては、杣頭・日用頭の請書に「小日用雇御前金として、如此御下ヶ渡シ被下置」等とあるように、杣・日用に前金を渡して雇入れた。この前金は、「足揚金」ともよばれ「則杣日用賃銀之内に而、追而入山之上引請之頭共組々之前渡金二取調候事」（『木

曾山伐木手順書」とあるように賃金の一部の前渡しであった。給与は支配組織から支払われるのであるが、具体的には杣頭・日用頭をつうじて個々の杣・日用に支払われたのであり、さらに組子となつた杣・日用は賃金の前借りを通じて杣頭・日用頭との間に従属的な關係をとり結ぶといえる。このようなことから、杣組・日用組というのは頭と組子の間に金錢を介した支配關係を有する集団であつたと考えられる。

それでは、採運作業において採運技術の指導や作業指揮は誰が行つたのであろうか。『木曾山記』は、代人について「諸山之案内伐出シ仕方など巧者にて杣日雇を差図シ遣ふ也」と記している。また、次の「山本定法」の記載からは、採運作業における代人の役割を窺うことができる。

一、杣日用代人共之儀格別出精相働候間等申立、別段酒手之見込手当品之儀山附川狩附より申立候儀も有之、是迄申達候通万居為差遣候儀ニ候得共、代人共之儀ハ賃銀酒手を初品々十分相渡候付、常々出精可相働儀勿論之事候処、近來別段手当品定例之様ニ押移、中ニハ各別ニ有ニも無之候処、手当品相省キ候間見通しも不宜何と存候、氣之毒ニ相見不得止事手当品申立候儀も有之哉ニ相聞、御時節柄旁右体之仕向ハ不可然候間、以來別段手当之申立ハ差止候様可致候

但、御伐出場所格外難場等ニ而出し方ニ付、及難波諸山ニ異ル働筋有之、全く代人共切分頭し御益筋相成候儀有之候ハ、「からは、代人が、技術的指導も含めて、作業の指揮に直接関わつていたことがわかる。以上のことは、代人が熟練した労務者であり、採運作業の指揮を行う存在であつたことを示している。

一方、材木役人へ出された命令書には、「一、代人共今度取締り方改革筋之儀等申談させ候間、右談之趣篤と相心得罷在万端氣配取扱可申候」と記され、材木生産支配方法の変更があつた時、その通知を代人がうけていたことがわかる。ここから、材木役人から労務者に出される指示が代人を通じてなされてきたことを窺うことができる。

また、代人は杣・日用の雇入れに際して「木曾内ニ而割当通り組数出来不申候ハ、苗木領飛驒表江も雇入方として山手代人召連差出可申」とあるように、材木役人と共に他領へ杣・日用の雇入れに向いている。この事情を具体的に示す史料を次にあげておく。

（粟春）

八月十一日善作様外代人式人小使彦人、日用新組雇ニ御越被成候処、彼是妾作時付後ニ相成候時節ニ付、左之通御請申上候

一、廿五両拝借也 日用頭 治平

但村初老両入 孫重郎

一、廿五両拝借也 但村初老両入 武兵衛

一、廿五両拝借也 但村初老両入

重藏 杣藏

大六

右の史料によれば、日用組を雇入れに向いた代人達は、日用頭を介して日用を雇入れた。材木役人（「善作様」）だけではなく、代人が同行していることは、日用頭と代人がなんらかの結びつきを有していたことを推測させるが、詳しいことは不明であるため、ここでは代人が、稼業組織の中で杣組・日用組の組織化ということにも関わつていたことを指摘するにとどめておく。

右に述べてきたように、代人は稼業組織のなかで、支配組織と労務者小集団の間にあつて、両者を結びつける役割を果たしており、稼業組織の中の指揮系統を担う「役」人であつたといえよう。代人が、このような特殊な位置にあつたことは、労務者でありながら、「代人とも早春人別目代席おる申相之上取調、吟味役江申達候上夫々申付、山元おるて相撰候節ハ山附一統申合、諸山江打合之上吟味役江申奉申付」て選ばれる、即ち材木役人の承諾のもとに選定されたところに、よく示されている。

なお、代人がどのような労務者であつたかについての検討はできなかつたが、古沢友三郎氏が紹介されている上松宿の杣頭岡村家の例をみると、享保期から採運を請け負うという有力な杣頭であり、文政期には代人を勤めていた杣頭・日用頭の中の有力な者が、代人に選ばれたことを推測させるもの

である。

以上のことから、稼業組織における労働力の結びつき方を整理しておく。杣頭・日用頭に統率され実際の採運作業に携わる杣組・日用組という労働者小集団が複数あり、これらの労働者小集団を統率し、技術の指導も含めた採運作業の指揮を行う代人がいた。杣組・日用組内部における労働者の結びつきは、頭と組子の支配隷属関係によつていたが、複数の杣組・日用組どうしは、代人を介して稼業組織の中で結びついていた。要するに、労働力は、支配隷属関係による結合と、代人⇄指揮系統による組織的な結合という二重の結合関係を有する労働組織の中におかれていた。

材木生産の稼業組織において、労働者は杣組・日用組という労働者小集団を単位にして、稼業組織の中に直接組み込まれており、この労働者小集団は実際の採運労働を担う部分として、稼業組織の中に位置づけられていた。そして、複数の労働者小集団は、採運作業の指揮の役割をもつ「役」人である代人によつて統率されて採運労働を行った。このように、個々の労働力は稼業組織を媒介して結合していた。

また、この労働者小集団においては、組子の杣頭・日用頭への隷属性が強く、労働力は稼業組織を通じた結合とは異なつた、支配隷属関係からなる結合を有していた。したがつて、稼業組織は、この支配隷属関係に基づいて結合した労働力を、一つの単位として組み込み統率することによつて労働力を組織していた。

右のような労働力が労働手段と結びつく場合、運材労働を担う日用に関しても、労働手段は労働者自身の手にあるのではなく、稼業組織の中の支配組織がそれを所有していたために、労働者は稼業組織に属することによつて労働手段と結びつくことができたのである。このことは、換言すれば、領主が所有する労働手段と、労働力は、領主が組織した稼業組織のなかで結合することができたのである。労働力の結合も含めて労働力の編成は、領主の生産支配のもとで成立していたのであった。

また、領主の生産支配は、稼業組織の支配組織を通じて行われたが、その支配は労働者の監督などの管理を中心としたものであり、採運労働の直接的な指揮は代人が行っていた。代人は、稼業組織のなかでは一つの「役」職であったが、労働者がその任に就いており、したがつて、採運労働は、材木役人の直接の支配

のもとにあったのではなく、代人を介して支配されていたのであった。このように、稼業組織における労働力の結合、労働力と労働手段の結合は、代人を介して実現していた。それゆえ、代人の任に就く者は熟練した労働者であったのである。そして、採運技術は代人⇄労働者小集団の手の中にあつたが、代人がその技術を集約する主体として存在していたと考えられる。稼業組織における労働者小集団即ち支配隷属関係に基づく労働力結合のもつ意味や杣組と労働手段の関係など、解明しなければならぬ問題も多く残されているが、これらの解明は今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「近世木曾林業における採運技術の構成」(『林業経済』四八四号、一九八九年二月)。
- (2) これらの史料は、採運技術を知るうえでの基礎史料であり、その性格については前掲拙稿で検討した。
- (3) 先行研究については、前掲拙稿を参照されたい。
- (4) 嘉永頃「吟味役江」(『山林古書類』日本林制史調査資料・名古屋藩)
- (5) 『長野県史 近世史料編』第六卷(長野県史刊行会、一九七九年)。
- (6) 『杣日用頭請書留帳』(付知、田口家文書)。
- (7) 『杣日用頭請書留帳』(付知、田口家文書)。
- (8) 『木曾山伐木手順書』には、「一、木数五万本数程二而、杣五組日雇拾組之目当」とある。
- (9) 『山林古書類』(日本林制史調査資料・名古屋藩)。
- (10) 「山元懸り之者渡物并代人杣日用賃銀仕方等極之事」(『山林古書類』日本林制史調査資料・名古屋藩)。
- (11) 前掲拙稿一四一―一五頁。
- (12) 『日本科学技術史大系』第23卷(第一法規出版、一九七〇年八月)に所収されている「木曾の『会所』制度」(資料9―10)によれば、明治期の末頃は杣が常道具として斧を各自持参していた。近世期の状態がそのまま続いているのが明らかでないため、この事例については今後の検討課題にしておきたい。
- (13) 所三男「近世林業史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年二月)によれば、享保以前は出来高制(「厘代」と呼んだ)による請け負

であり、商人が請け負いで行う材木生産（商人仕出）で主として用いられた。しかし、この出来高制は、能率本位ですすめられたため乱伐を招く結果となり、享保以降材木生産を制限し、商人請け負いを締め出すと共に、出来高制は制限された。その後の藩直営材木生産では、賃金は日給制になった。（七四八〜七五一頁）。

- (14) 嘉永五年「奉差上御請書之事」（『杣日用請書留帳』付知、田口家文書）。
- (15) 嘉永頃「吟味役江」（『山林古書類』日本林制史調査資料・名古屋藩）。
- (16) 嘉永頃「御切出御談相成候上取扱方之事 附り足搦金渡方小屋懸り之者取扱方共」（『山林古書類』日本林制史調査資料・名古屋藩）。
- (17) 嘉永五年「差上申御請書之事」（『杣日用請書留帳』付知、田口家文書）。
- (18) 嘉永頃「杣日用代人別」（『山林古書類』日本林制史調査資料・名古屋藩）。
- (19) 古沢友三郎「木曾山林をめぐる二百年」（『木曾の上松 わが郷土の文化と歴史』（『木曾の上松』編集委員会、一九八四年）。